

企業誘致推進条例の一部改正について

1 改正の背景

(1) 企業誘致の経緯

本市では、工業系地域への企業誘致に取り組むとともに、既存事業所の拡大再投資を支援することで雇用機会の創出と維持を図り、市内取引の活発化など地域経済活性化を推進しています。

小田原市企業立地促進条例 平成 14(2002)年 4 月 1 日施行 ～平成 17(2005)年 3 月 31 日
 平成 17(2005)年 4 月 1 日延長 ～平成 22(2010)年 3 月 31 日
 平成 22(2010)年 4 月 1 日延長 ～平成 27(2015)年 3 月 31 日

小田原市企業誘致推進条例 平成 27(2015)年 4 月 1 日施行 ～令和 2(2020)年 3 月 31 日

(2) 企業誘致推進条例の実績

① 奨励措置の適用条件

区分	工業系地域	保留区域等		工業系地域 保留区域等
		保留区域	その他の区域	
企業等	新たに製造業・自然科学 研究所を開始する企業等	新たに事業を開始 する企業等	新たに製造業等を 開始する企業等	10 年以上製造業等 を営み、事業所・設 備を拡張する企業等
投資額要件	1 億円(中小企業は 5 千 万円)以上	1 億円以上	10 億円以上	1 億円(中小企業は 5 千万円)以上
固定資産 取得期限	令和 2(2020)年 3 月 31 日まで			令和 4(2022)年 3 月 31 日まで
操業開始期限	令和 4(2022)年 3 月 31 日まで			

② 奨励措置の内容と実績 *金額は令和元(2019)年度までの助成金総額(見込みを含む)。

名称	概要	件数 (単位: 件)	奨励金額 (単位: 百万円)
企業等立地奨励金	投資額の 10%、上限 1 億円を 5 年に分割して助成	7	208
投資促進奨励金	土地・建物・償却資産に対する固定資産税・都市計 画税の 2 分の 1 相当額を 3 年間助成	7	60
雇用促進奨励金	市民を 5 人以上新たに雇用した場合に 1 人当たり 20 万円、最大 1 千万円を助成	1	10
計		7	278

③ 適用対象の概要 *平成 27(2015)年 4 月 1 日施行、令和元(2019)年 11 月 1 日現在

種別	企業名	事業所名	投資額 (単位: 百万円)	従業員数 (単位: 人)
新規立地	(株)アネブル	西湘テクニカルセンター	1,029	50
	(株)関東ダイエットクック	神奈川工場	5,527	360
	(株)湘南精機	マシンセンター	723	55
拡大再投資	日本新薬(株)	小田原総合製剤工場	3,250	200
	Meiji Seika ファルマ(株)	小田原工場	1,410	325
	第一三共ケミカルファーマ(株)	小田原工場	6,250	320
	(株)山安	本社工場	687	150
計			18,876	1,460

*従業員数のうち、投資に伴う新規雇用は計 500 人。

(3) 今後5年間の企業立地等の見込み

地区名	区画数/面積	想定業種	想定投資金額 (単位:百万円)
鬼柳・桑原工業団地	4区画/7.5ha	製造業、自然科学研究所、 情報通信業	14,400
西湘テクノパーク	1区画/1.5ha		3,800
国府津地区工場跡地	2区画/4.5ha		12,824
既存事業所	4件	製造業	20,728
計11件			51,752

(4) 企業誘致推進条例の基本的な考え方

- 超少子高齢化社会が到来し、人口減少が顕著となっていく社会情勢の中で、持続可能なまちづくりを目指すためには、企業誘致や市内事業所の流出防止を図ることで、雇用の創出や維持に努めるとともに、地域内取引の拡大などを通じ、経済活性化に積極的に取り組むことが必要です。
- 企業誘致推進条例に基づく奨励金等の支援は、企業誘致や事業所流出防止に大変有効であり、支援を継続することが望ましいと考えています。
- そこで、令和2(2020)年3月31日をもって適用期間が終了する「小田原市企業誘致推進条例」の適用期間を5年間延長することとあわせ、支援方法等について検討します。

2 改正内容について

(1) 奨励措置の対象期間を延長します。

奨励措置の適用期間を5年延長し、土地取得期限を令和7(2025)年3月31日まで、操業開始期限を令和9(2027)年3月31日までとします。

(2) 対象となる業種を拡充します。

従来、製造業と自然科学研究所の2業種を奨励措置の対象としていましたが、近年、引き合いが増加していることや、市場が伸長していることを踏まえ、情報通信業を新たに対象に加えます。

(3) 奨励措置の対象地域を整理します。

工業地域、工業専用区域、工業系保留区域の3地域を対象地域とし、工業目的での土地利用を緩やかに誘導します。従来、対象地域に含んでいたその他の区域については、投資に適した大規模な土地が少ないため、対象から外します。

(4) 投資促進奨励金を税の優遇制度に変更します。

適用条件を満たした企業に対し、固定資産税、都市計画税の税率を3年間、2分の1にする不均一課税の制度を導入します。これとあわせ、投資促進奨励金を廃止します。

(5) 雇用促進奨励金の対象要件を追加します。

正社員の雇用創出を促すため、雇用促進奨励金の対象要件に、雇用期間の定めのないこと及び厚生年金保険法の適用を受けていることを追加します。

(6) 奨励措置後10年以上の操業を義務化します。

進出企業の定着化を促し、市内既存企業の流出防止を図るため、奨励措置を受けた企業に、10年以上操業することを求めます。

(7) 暴力団排除規定を追加します。

奨励措置の対象となる企業から暴力団およびその関係企業を除外します。

(8) 投資額について、規定を整理します。

奨励措置の適用の判断基準となる投下額に消費税相当額を含まないことを明記します。

3 施行年月日

令和2(2020)年4月1日(予定)

以上